

保安規定に規定すべき事項の確認表

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年12月5日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
使用施設等の保安に関する組織の改正 1) プル・計画管理課に技術管理課を統合する 2) 環境管理課と環境技術課を統合して、環境技術開発課とする	<p>① 職務及び組織</p> <p>プルトニウム燃料技術開発センターの主要事業をより一層効果的かつ効率的に展開するため、組織改正を行う。第I編第4条を次のように変更する。</p> <p>1) 変更前の第20号(技術管理課長)を削除する。</p> <p>2) 変更前の第28号(環境管理課長)及び第29号(環境技術課長)を統合して、変更後の第27号(環境技術開発課長)とする。</p> <p>併せて、第I編第5条を次のように変更する。</p> <p>1) 変更前の第20号(技術管理課長の職務)を削除し、変更後の第18号(プル・計画管理課長の職務)に統合する。</p> <p>2) 変更前の第28号(環境管理課長の職務)及び第29号(環境技術課長の職務)を、変更後の第27号(環境技術開発課長の職務)とする。</p> <p>変更後も、使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められている。</p> <p>また、統合により組織の数が減少するため、関連条文において整合を図る。</p>	<p>保安規定第I編 第4条 (変更あり)</p> <p>保安規定第I編 第5条 (変更あり)</p> <p>保安規定第I編 第12条 (変更あり)</p> <p>保安規定第I編 第18条 (変更あり)</p>
	<p>② 排気・排水監視設備</p> <p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法については、既認可で定める方法に従い実施する。</p> <p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の管理について、上記①に記載のとおり、変更前の環境技術課長の職務は、環境技術開発課長が引き継ぐ。</p>	<p>保安規定第I編 第38条 (変更なし)</p> <p>保安規定第II編 第26条 (変更あり)</p> <p>保安規定第III編 第22条 (変更あり)</p> <p>保安規定第III編 第24条 (変更あり)</p> <p>保安規定第III編 第25条 (変更あり)</p> <p>保安規定第III編 第39条 (変更なし)</p>
	<p>③ 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>放射性気体及び放射性液体廃棄物の廃棄については、上記②に記載のとおり。</p> <p>放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る具体的な管理措置及び運搬に関し、放射線安全確保のための措置等については、既認可で定める方法に従い実施する。</p> <p>放射性固体廃棄物の管理について、上記①に記載のとおり、変更前の環境管理課長及び環境技術課長の職務は、環境技術開発課長が引き継ぐ。</p>	<p>保安規定第I編 第40条の2 (変更なし)</p> <p>保安規定第II編 第36条 (変更あり)</p> <p>保安規定第III編 第27条の2 (変更あり)</p> <p>保安規定第III編 第28条 (変更あり)</p>